提案基準28「使用済自動車の再資源化施設」

法34条14号 令36条1項3号ホ

◎ 立地基準編第2章第12節 [審査基準 2] 提案基準28 (P97・P98)

1 要件3について

「支障がない旨の当該市町村長の同意があること」については、地元市町村長の意見書により確認する。